

地域観光魅力向上事業業務委託 質問への回答

No.	該当項目	質問内容	回答
1	実施要項 7企画提案書等の提出	作成にあたり企業名記載や企業名不記載の指定はありますか。	各様式には法人名等を記載いただき、任意書式のものについても、どの団体等が提出しているかがわかるように、先頭ページに名称をご記載ください。なお、本プロポーザルについては、企業名等を伏せて評価を行うものではありません。
2	実施要項 7企画提案書等の提出 (3)提出書類及び留意事項 4提案内容 任意様式	作成にあたりページ数の指定やフォントなどの指定はありますか。	ページ数の指定はありません。 提案内容については、プレゼンテーションの資料となることを意識してページ数を調整し作成してください。 フォントの指定もありませんが、評価者にとって見やすい資料となるように文字の大きさには注意してください。
3	実施要項 7企画提案書等の提出 (3)提出書類及び留意事項	「提出書類ごとにA4版で作成すること」とありますが、A4縦かA4横かの決まりはありますか。	任意書式については特に縦、横の指定はありません。 各様式については縦のまま印刷して下さい。
4	実施要項 8審査 (1)審査方法 オ	貴市でご用意いただくプロジェクターの接続端子はHDMIでしょうか。	HDMIを使用します。
5	仕様書 3業務内容 (2)観光コンテンツの発掘 ・ターゲット層が訪れたいくなる、本市の観光資源の洗い出し(再発掘・造成等)【20個以上】	ツアー造成商品、最大20商品作成が要件になりますでしょうか。	コンテンツの造成数は最低20個です。 20個以上であれば、上限はありません。 なお、モデルルートの作成については、最低2コースとする仕様となります。

地域観光魅力向上事業業務委託 質問への回答

No.	該当項目	質問内容	回答
6	<p>仕様書 3業務内容 (2) 観光コンテンツの発掘</p>	<p>「観光資源の洗い出し(再発掘・造成等)【20個以上】」のカウント基準についてご教示ください。例えば、 ①同一の大型複合施設やエリア(例:ところざわサクラタウン)の中に存在する、複数の異なる体験スポットや施設(例:角川武蔵野ミュージアム、武蔵野坐令和神社など)を個別に1コンテンツとしてカウントすることは可能でしょうか。 ②武蔵野うどんや狭山茶といった固有の食文化・特産品について、それらを提供する異なる複数の店舗や体験プログラムを、それぞれ独立したコンテンツとしてカウントすることは可能でしょうか。 何をもって1個(1コンテンツ)と定義されるか、基準や制限がございましたら教えていただけますと幸いです。</p>	<p>同一施設内であっても、異なる体験スポットや施設であれば個別に1コンテンツとしてカウントできます。 例えば、大型商業施設の中に飲食店とレジャー施設が併設している場合は、それぞれがターゲットにとって魅力的なものと考えられる場合、1つつカウントできます。 武蔵野うどんや狭山茶といった食文化・特産品に関しては異なる体験プログラムであればそれぞれ独立したコンテンツとしてカウントすることは可能ですが、その店舗がなぜターゲットに適しているか根拠が示せるようなものであるようにしてください。 基準や制限は設けていませんが、1つのコンテンツでSNSに1つの投稿ができるだけの魅力や情報量があるなど、コンテンツ単体でもPRができるようなものであるようにしてください。</p>
7	<p>仕様書 3業務内容(3) モデルルートの作成 設定するルートがどのような根拠に基づいて作成されたものかを明確にすること</p>	<p>根拠に関する規定、指針はございますか？</p>	<p>指針はありませんが、たとえば、ターゲット国の最近のトレンドや文化などを踏まえてルート設定をするなど、分析に基づいて設定されていることがわかるようにしてください。また、そのルートが”売れる”商品となることも意識して作成してください。</p>
8	<p>仕様書 3業務内容 (4) モニターツアー・FAMツアーの実施</p>	<p>「ツアーの実施回数は原則1回とする」とあります。 例えばターゲットを①東アジア圏(主に台湾)の団体客及び②欧米(主に米国)からの個人客とした場合、ツアーの内容は、①か②のどちらかを対象としたもので宜しいでしょうか。 それとも、①と②の両方を対象としたものとなりますでしょうか。 また宿泊コースを作成する際に、宿泊先は所沢市内限定となりますでしょうか。</p>	<p>ターゲットを複数設定して、ツアーをそれぞれに合うように異なるものを作成し、それをツアーによって検証する場合、ターゲットごとにツアーを実施した方が商品として販売するために有益と考え、それが費用対効果の高いものであると判断した場合には、複数回ツアーを実施してまいります。ただし、ツアーを実施するにはコストがかかり、他の項目を実施する費用に影響が出る可能性がありますので、ツアーの効果はしっかりと見込めるものとしてください。 宿泊コースは市内宿泊施設を想定していますが、より集客性のある商品を作るなどの理由により市外を設定した方が望ましいと考えられる場合には、市外の施設の提案も妨げません。最終的な商品となるまでに市と協議し、決定します。</p>

地域観光魅力向上事業業務委託 質問への回答

No.	該当項目	質問内容	回答
9	<p>仕様書 3業務内容 (7) 販路開拓・OTA等掲載依頼、ツアー販売</p>	<p>ツアー掲載にあたって、事業者様と連携事業者(旅行業)との間で契約締結が必要ですが、こちら問題ないでしょうか。</p>	<p>契約締結を行うことは問題ありません。 必要に応じて契約書類(写し)は提出していただきます。</p>
10	<p>仕様書 (7) 販路開拓・OTA等掲載依頼、ツアー販売</p>	<p>「委託期間中に1回以上は販売し、長期的に(概ね5年を想定)ツアーを受託者もしくは連携事業者にて販売するよう努める」とありますが、5年間の販売を本契約での確約は必要でしょうか。その場合、委託料は今年度のものに含まれますか。もしくは来年度以降別途委託料をご請求すること可能でしょうか。</p>	<p>長期的な販売については努力義務とし、確約を求めるものではありません。また、次年度以降に別途委託料を請求することはできません。ただし、市が新たな事業として造成したツアーを販売する委託をする可能性はありますが、その場合、必ずしも本事業の受託者への委託を約束するものではありません。 提案者が販売を直接行わない場合、販売を続けることは難しいと思いますので、可能な範囲での販売でかまいませんが、造成した商品が単年度でしか売れない、次年度以降販売をしても売れる見込みがないものを作成するのではなく、今後継続的に”売れる”ツアーとしてプロモーションできるようなプランを、本事業の委託期間内で作成してもらうことを期待しています。</p>
11	<p>仕様書 3業務内容 (7) 販路開拓・OTA等掲載依頼、ツアー販売</p>	<p>「ターゲット向けのOTA掲載を行う。掲載に係る手数料、事務費等については委託料に含める。」とあるが、商品予約時に発生する販売手数料は、商品価格に上乗せする形での事業者負担とする認識でよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

地域観光魅力向上事業業務委託 質問への回答

No.	該当項目	質問内容	回答
12	仕様書 3業務内容 (7)販路開拓・OTA等掲載依頼、ツアー販売	「作成したツアーやコンテンツを商品として受託者もしくは連携事業者により販売する」とあります。 インバウンド向け商品については、日帰りコースが売れやすい傾向にあり、宿泊コースは苦戦しております。 非常に難しい質問となりますが、所沢市滞在時間が長い宿泊コースを優先されるのか、もしくは、売れる可能性が高い日帰りコースを優先されるのか、貴市のお考えがあればお聞かせください。	宿泊、日帰りどちらかを優先する(プロポーザルにおいて評価点が高くなる)という定めはありません。宿泊・日帰りいずれを選択される場合であっても、その分析がなされており、インバウンド客にとって魅力的、購入意欲を高めるものであることが望ましいです。ただし、滞在時間が長くなるようなノウハウを持っている、もしくは、過去の実績があるなどを示されている場合は、評価をする上で有利となる可能性があります。
13	審査基準 目標設定 各項目における数値目標	仕様書「3業務内容」における提案に、数値目標の根拠が示されているかと記載がありますが、それぞれにおけるミニマム数値やKPIなどはありますか。	コンテンツ作成数は最低20個、ルート数は2つ以上としています。それ以外の項目については自由に提案できます。